

## 令和6年第3回

# 海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和6年3月28日
		13時30分～15時3分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

## 令和6年第3回海老名市農業委員会定例総会

令和6年3月28日「令和6年第3回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主任主事 榎田 晃、  
主 事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第16号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4	議案第17号	引き続き農業を行っている旨の証明について（報告）
日程第5	議案第18号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第6	議案第19号	農地法第18条第6項の規定による通知について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の使用貸借権の解約について
- (2) 農業用施設用地に係る転用届出について
- (3) 生産緑地の斡旋について

(4) 農業転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。(開会の時間：午後1時30分)

【議長】 ただいまの出席委員は14名です。また、農地利用最適化推進委員6名が出席をしております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしですので、6番委員と7番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから9ページ、4. 報告事項の(1)活動状況、(2)農地異動状況、(3)県許可の状況について、事務局からそれぞれ説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地異動状況、県許可の状況を報告した。)

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

【議長】 よろしいでしょうか。ないようでしたら、報告事項ですのでこの程度にさせていただきます。

本日は、傍聴人がございませんので、このまま進めさせていただきたいと思っております。

それでは、議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号5でございます。申請地は、下今泉■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、現況地目、畑、面積、■■■平米、議案書のとおりでございます。譲受人は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、厚木市■■■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大でございます。現地の案内図及び写真につきましては、資料1-1でございます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 11月頃に■■さんのほうから相談がありまして、20代でお父様が亡くなられてからずっと勤めながら土地を管理されていまして、相続で妹さんのほうにお渡しした土地をこのたび買い戻したいということで言われまして、ずっと草も出さないように今まで土地を管理されて、とても真面目な方で、このたび、お仕事を辞められて農業に専念したいということで、やりたいということをお聞きしましたので、問題ないかと思われまます。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明でございます。

■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■■さん、■■■さんの2人が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和6年の農家台帳において■■さんになっております。農業への従事状況についてでございます。農業経験年数は、■■さんが30年、■■■さんが53年だそうです。農業従事日数は、■■さんが180日、■■■さんが200日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計■■■■■平米、貸付地の田が■■■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具といたしまして、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われまます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われまます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。6番委員。

【6番委員】 昨日、調査班第4班の委員5名と、事務局職員2名で申請地を見に行ったところ、今回の資料1-1のとおり、きれいに耕耘されておりました。特に問題はないと思われまます。

以上です。



ゃんとお花をやったりとか田んぼとかも耕作しているので、こういう方が持っていたほうがいいのだろうということで、一応お話を伺って、押印に至りました。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明でございます。

■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■■さん、■■さん、■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和6年の農家台帳において■■さんになっております。農業従事日数は、■■さんが300日、■■さんが200日、■■さんが250日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■平米、合計■■■■■■■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具として、トラクター1台、田植機1台、トラック2台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないように耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。6番委員。

【6番委員】 この申請地につきましても、昨日、調査に行っていました。先ほど地区委員の方から話があったとおり、当該申請地の東側の隣接地が譲受人の父ということで、今後、一体利用していくということで、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)







になりました。

ここに図面がありますけれども、資料4-5というのがあります。ここに斜線が引いてありますね。これが今回、田んぼを駐車場にするというものがあります。この図面で言う、上が、これが中央排水路、この図面の左側と北側が現在の駐車場ということになります。この図面の4-3というのが、完成した図面になります。この中で、真ん中あたりに点線があるんですが、ここが田んぼの暗渠排水が通っているところでありまして、中央排水路に流れれております。この暗渠の出口あたりに開閉のバルブがありまして、この開閉するバルブを駐車場の車が壊さないようにということで、ここにバリケードをつくってくださいという話をしました。業者の方は、そういう要望であれば、そういう計らいをやりますということでもあります。この駐車場なんですけれども、先ほども言いましたが、東側が中央排水路で、北側と西側が現在の駐車場でありまして、南側が農道であります。周囲の農地が特に問題になるようなことはありませんので、申請書に捺印したということでもあります。

以上です。

**【議長】** それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

**【主任主事】** 本件の法人が運営する■■■■■■■■では、神奈川県央地区を中心に救急医療を提供しており、昨今の海老名駅周辺の再開発等に伴う人口増加により、今後ますます地域の救急需要が増加する見込みであるため、■■■機能強化を目的に、第1駐車場230台跡地に新棟の増改築工事を行い、昨年10月末に完成したものであります。そのため、第1駐車場の代替として、小田急北側に第5駐車場として200台が令和2年9月に完成となりましたが、令和5年度末までに地区計画の見直しにより市街化区域となるため、当該駐車場の移転を余儀なくされました。ついては、本年1月に第2駐車場の隣接にその代替として188台の整備を行ったものであります。しかしながら、新棟計画以前の駐車場台数確保には至っておらず、また、現在の一般患者の医療需要の増加に伴い、病院駐車場利用も逼迫している状況の中、駐車場のさらなる整備が急務であると考え、第4駐車場の隣接を候補とし、54台の整備を計画し、本件申請に至りました。

また、本計画地に駐車場を選定するに当たり、現在保有している駐車場台

数は、第1駐車場が閉鎖され、第2駐車場から第5駐車場まで合計718台あり、令和6年度から第5駐車場の200台が終了するため、518台となり、新棟計画前の台数560台に足りないのが現状であります。また、新棟設立に伴い、現状も日によっては渋滞が発生している状況も見受けられるとのことです。

続いて、本件申請地の農地の立地基準については、第2種農地になります。別紙資料4-1の中段に記載してありますとおり、こちらは農用地区域外で、甲種農地・第3種農地の要件はなく、海老名市役所から500メートル以内であることから、第2種農地と判断できます。

続きまして、資料4-3の土地利用計画図兼雨水排水計画図を御覧ください。図は、左が北を指しております。敷地内をアスファルト舗装とし、北側にある既存の第4駐車場との境のブロック塀を撤去し、既存の駐車場と一体で利用する計画であり、申請地の東側及び南側へ高さ65センチのコンクリート壁と、さらにその上に高さ1メートルのメッシュフェンスを設置し、ごみなどの飛散や侵入を防止することになっております。また、既存の駐車場との境にあります東西に通っている既存の暗渠管はそのまま残し、東側にある既存のサイホンはその周囲をバリケード等で保護して残すこととなっております。

なお、今回の転用計画とは別になりますが、北側にある既存の出入口付近の東側に新たにスロープ進入路を新設し、そのスロープ側を新たに入り口として設けて、もともとあった既存の出入口を出口とし、それぞれ入り口と出口の動線を分ける計画となっております。また、北側の市道402号線側の出入口付近については、歩道の切下げと、それに伴う水路の工事を自費施工でやられることになっております。雨水排水については、敷地内の周囲に浸透できるように浸透施設を設置し、雨水排水施設へ放流する計画となっております。

なお、駐車場内の照明については、設置場所や明るさ等は、隣接地権者と調整して、農地に影響がないよう施工されるということです。

また、資金の面においては、申請書に添付されている事業計画書及び見積書にてしっかり算出されており、問題がないことを確認しております。

申請書により、許可後の転用目的どおり、使用の制約や近隣農地所有者への事前の周知、説明が図られていること、海老名市の住みよいまちづくり条例に基づく協議も終了しており、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしとされます。

以上でございます。

**【議長】** それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。6番委員。

**【6番委員】** この申請地につきましても、昨日、調査確認に行っていました。現地は良好に管理されておりました。先ほど来説明がございましたとおり、現在、第4駐車場の拡幅ということで、一体事業ということですので、添付図面のとおり施工されれば問題はないと思われま。

以上です。

**【議長】** それでは、受付番号5について、質疑のある方。

**【19番委員】** 先ほど言われました暗渠管の件なんですが、この暗渠管は、現在もまだ使われているのか、また、何軒くらいの農家がこの暗渠管を使っているのか、それともう1つは、この暗渠管に対して権利があるのか。というのは、万が一何かあって詰まったとかという問題が出てきたときに、この駐車場を掘ることができるのかということなんですけれども、その点についてちょっとお聞きしたいんですが。

**【事務局長】** 幾つか質問があったと思うんですけれども、暗渠管は、この暗渠は、どういった感じで通っているかということ、資料4-1の上の左側の地図を見ていただいて、メディカルプラザの建物の南側に存在する農地、一番左のほうに海老名幼稚園駐車場と小さい字で書いてあるのですが、基本的には従来からこの農地からずっと東にかけて、今回転用される424、423、どちらかということ、今言った農地のそれぞれ北側、この図面を見ていただくと、北のほうに位置していると思いますが、北側にずっと通って、現在も当然機能を果たしております。昨日もちょっといじりましたけれども、さっき言った、サイホンをいじって、水が止まったり、二、三日前、結構雨が降ってましたので、どぼどぼ管から中央排水が出ていましたけれども、機能はしております。場所は、今言った通りを通っています。権利は、これは基本的には地

権者の方が本来設置をしているということで、所有者はもしかしたら数年前から何代か変わっているかもしれませんが、基本的には行政のほうの所有でなくて、どこの暗渠排水もそうだと思いますけれども、地権者が、恐らく昔の耕地整理なり、そういったときに入れているのかなというふうな、これは推測ですけれども、になっております。今後、これが詰まったときに、総合病院、借主と貸主の中でどういうふうな話をするかということについては、特段今の段階では確認が取れておりません。

事務局としては以上です。

【19番委員】 いわば地役権ですよ、権利としてそこを設定するのに地役権を設定するのか、それとも権利を設定しないでそのままの状態、所有権が途切れちゃいますから、病院側になってしまうと。

【事務局長】 地役権のほうの設定については、してあるかどうかは確認はしておりません。これは一般的な話になりますけれども、暗渠に地役権の設定というのは、あまり今までの中では聞いたことはございませんが、これはあくまでも。ここについての調べはついておりません。恐らくついていたら、もうちょっと違う形になっているのかなとは思いますが、以上です。

【19番委員】 あとは地権者と病院側との話合いだと思うんですけども、今のうちからそういう点は少し話しておいたほうがいいんじゃないのかなと思います。

以上です。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号5について採決をさせていただきます。

許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

次に、議案書12ページ、日程第3、議案第16号 引き続き農業を行っ





【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号3について、質疑のある方。

【19番委員】 相続人の住所なんですけれども、今里■■■■■となっています。これは今里が何丁目何番地になっていない状況での番地なんですけれども、この場合は死んだのが平成20年なので、何丁目何番地という形にまだなっていないときだから、こういう住所になっているんですか。

【主事】 おっしゃるとおりです。住居表示前の住所になっております。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号3について、了承とさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。了承といたします。

次に、議案書15ページ、日程第5、議案第18号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

お諮りいたします。今回審議する計画案は全て新規計画案であり、全部で5案です。そのうち、受付番号12は、借り手が新規就農者であり、利用集積計画のプレゼンテーションをしていただく予定です。そこで、効率よく進めるため、受付番号8から11の4案については、説明、質疑、意見、採決を一括で行い、続いて、受付番号12を審議したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは、まず初めに、受付番号8から11の4案について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主事】 農用地利用集積計画(案)について、改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申入れがありましたので、農用地利用集積計画案を上程いたします。この審議を経て、海老名市に対し計画



■■、代表社員■■■■、貸し手は、北海道釧路市■■■■■■■■、■■■■  
■、貸し借りする農地は、海老名市本郷■■■■■■■■■■、現況地目、畑  
、地積、■■■平米、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、賃借権の設  
定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和6年4月1日から令和8  
年12月31日までの3年間です。こちらは農業振興地域内、1件の新規計  
画となります。

以上4件について、3月13日に事務局で現地調査を行いましたところ、  
現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手はそれぞれ農  
業者であり、農用地集積計画の法定要件が定められております改正前の農業  
経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしており、特に問題ない  
と思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

質疑のある方は一括でお願いいたします。

【2番委員】 受付番号10番ですが、一番右欄のところ、農振地域内外とあって、10  
番については外になっているんだけど、これは農振地域ではないのか。

【事務局長】 結論から言うと外れております。

【議長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、4案について一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、一括して承認とさせていただきます。

続きまして、議案書16ページ、受付番号12ですが、借り手の■■■■  
さんは新規就農者で、本日、ご本人をお呼びしております。審議に入る前に

■■さんから利用集積計画のプレゼンテーションをしていただき、皆様から質疑等があればお答えをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

事務局から■■さんの紹介を含めて、説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、事務局より簡単にご説明をさせていただきます。

今回、使用貸借権の設定により、海老名市内で就農を計画されている、大谷南三丁目にお住まいの■■■■様でございます。

お手元に■■さんの営農計画書をお配りしております。今日のために支援センターと協力しながらつくられたものなのかと思います。ご本人から自己紹介と、今後の営農についての説明を行いますので、ご審議の参考にさせていただきたいと存じます。

参考までに、綾瀬のほうにも来月ですか、農業委員会にまたお諮りして、畑、農地を借りる予定だそうです。

詳細は本人からあると思います。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。それでは、■■さん、簡潔にご説明をお願いいたします。

【■■■■】 はじめまして、皆様、私、■■■■と申します。よろしく願いします。

簡単になんですけれども、私は昭和■■年、海老名市大谷に生まれまして、■■小学校に入学し、3年生のときに■■■小学校開校により転校、■■中学校の■期生として卒業しまして、■■高校に入学して、また■■期生として卒業しました。我が家は、昭和■■年に、海老名と綾瀬の境目にあるバザール商店街と、杉久保にあるサンフレール商店街と親族経営の青果店を営んでおりましたので、私も当時から仕入れから販売まで行っておりました。その後、30歳のときに、縁がありまして、■■■■株式会社に入社をしました。■■■■では22年勤めまして、16年間は経営役職者として勤務いたしました。各支店の所長の指導や育成を行い、最後は、本社EC事業

部に籍を置きまして、アマゾンや楽天などのEC事業の出荷から配送までの仕組みづくり行っておりました。そして、2年前に退職し、おじの■■■■がやっております農業を引き継ぐべき、昨年、かながわ農業アカデミーに入校し、3月に卒業いたしました。4月から海老名の農業者として頑張ってみりたいと思いますので、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

【議長】 ■■さんからの説明が終わりました。皆様から質問がありましたら、遠慮なくしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局長】 簡潔にと言ったので、簡潔にされたと思うんですが、この営農計画書、各委員さんにお配りしておりますので、もしあれでしたら、今後の営農のどういう取組をされるのかを、これも言葉で言うと簡潔になるんですけども、ちょっとご説明していただいたほうがよろしいかと思っておりますので、よろしく願いします。

【■■■■】 まず私は、今現在、海老名市大谷のほうでおじと一緒に農業をやっております、そこでは少量多品目でいろいろな野菜を栽培しています。主な販路というのは、市場の出荷であったりとか、自宅前の軒先販売、こういったところで収益を得ております。ただ、行く行くは、私はブドウとか、その辺の栽培を行っていききたいなというふうに考えておまして、綾瀬のほうでちょっと縁がありまして、果樹園を、今、梨園になっているんですけども、そちらを借りれそうな形の話になっております。そこで梨の木を抜根しまして、ブドウの畑に変えて、今、24歳と26歳の息子がいまして、畑と一緒に今やっているんですが、その者たちと、将来的に行く行くはブドウのゼリーとか、そういったものを海外のほうに輸出できるような、そんな夢を持って農業に取り組んでいきたいと考えております。

【19番委員】 ブドウに関してはどなたかから教わったとか、そういう形でやるんでしょうかね。

【■■■■】 そうですね。そちらの畑を借りる縁になったのも、農業アカデミーの先生の方、指導員の方ですか、そちらの方から、やってみないかというお声がけをいただきまして、一緒にその畑もやっていただけるということなので、それで学びながら栽培のほうをしていきたいなと考えております。

【議長】 私からお聞きするんですけども、私、ブドウのことははっきりよく分か

らないので、そういう中で質問させていただきたいのですけれども、まず、ブドウの苗木から育てていかれて、10年後にはブドウ販売やゼリー云々という形に書いてあるんですけれども、大体苗木を植えてどのぐらいで実が取れるのか、また、その間の収入というか、もちろん、そこまで、ほかのあれで補って生活をしていかれると思うんですけれども、そこら辺の成り立ちをお聞きできたらなと思います。

【■■■■】 先ほど申し上げましたとおり、今、現状、梨の木の抜根作業を行っております。約3反借りる予定の畑の1反を2月に抜根が終わりましたので、そこに今年の11月、12月あたりに、約12本から16本の苗木を植える予定であります。その後、収穫のピークになってくるのが5年後を見越しております。5年後の収穫量が1反当たり大体2,000房というふうに考えております。そういった形で、まず初年度、今年は1反分の抜根が終わりましたので、来年、残りの1反、その次に1反という形で、合計3反、少しずつ収穫量が増えていくような、そういった作付を考えております。その間の収益なんですけれども、その辺は、今現状行っている少量多品目栽培、こちらのほうで、市場の出荷であったりですとか、グリーンセンターに出荷させていただいたりとか、そういったところで収益は得ていきたいと考えております。

【議長】 ありがとうございます。

【3番委員】 ブドウでワインをつくりたいということを考えているみたいなんですけれども、ワインのブドウの関わり合いというか、栽培者は、アカデミーの先生だけが頼りなのか。

【■■■■】 今のところはその方だけなんですけれども、もちろん就農した後にいろいろな方と関わり合います。教を請えるような、そんな人間関係を築いていけたらなというふうに考えております。

【3番委員】 山梨県の勝沼に知り合いがいるんですけれども、その人もやはりシャインマスカットをつくったり、3町歩ぐらい、ブドウをつくっている方がいたと思うんですけども、それでワインをつくっていたりなんかして、自分でつくるのではなくて、ワイン会社にブドウを提供してつくっているような状況なんですけれども、ワインをつくるということになると、結構大変じゃないか



以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号12について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号12について採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書17ページ、日程第6、議案第19号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、農地法第18条第6項の規定による通知について、受付番号2でございます。農地法第18条第6項の規定に基づき、農地の賃貸借の当事者について合意解約が行われた旨の通知がありましたので、報告いたします。

受付番号2です。届出地は、本郷■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、現況地目、畑、面積、■■■平米、議案書のとおりでございます。賃貸人は、北海道釧路市■■■■■■■■■■、■■■■■■、賃借人は、藤沢市■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■でございます。農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画作成による賃貸借の合意解約です。賃借人より、今後の耕作が難しい旨の申出があり、契約満了日をもって合意解約に至ったとのことでございます。合意により解約する日は、令和6年2月29日、土地の引渡し日も、同じ令和6年2月29日でございます。事務局で3月13日に現地確認を行い、農地として管理されていることを確認いたしました。特に問題ないと思われま。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号2について、質疑のある方はどうぞ。

【20番委員】 今後は、■■さんという人だけでも、管理はどういうふうに。

【主幹兼管理係長】 議案書の15ページを御覧いただきたいんですが、こちらの受付番号11番、今後、この土地につきましては、■■■■■■■■■■、こちらのほうが引き継いで耕作をするということになっております。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号2について、採決をさせていただきます。  
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書18ページから19ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地の使用貸借権の解約についてを案件といたします。

お諮りいたします。今回の案件は4件です。全て借り手が同じであり、農地の所在地区も同一であり、解約理由も同一であることから、効率よく進めるため、説明、質疑、採決を一括で行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それでは、受付番号2から5について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主事】 農地の使用貸借権の解約について、農地の使用貸借権について、合意解約が行われた旨の通知がありましたので、報告いたします。

先ほどご説明がありましたとおり、今回、案件は4件ございますが、全て海老名市中新田丸田地区土地区画整理事業に伴う水田の使用貸借権の合意解約の案件となります。今回、借人の方が全て同じ方ですので、受付番号2のみ、借人の方を読み上げさせていただきます。





をつくりたいというお話でございました。特に支障はないのかなというふう  
に判断いたしまして、了承いたしました。

以上です。

【議長】 それでは、質疑をお受けいたします。どなたかございますでしょうか。

【3番委員】 ここには水道は入っているんですか。

【事務局長】 水道というのは、水道管が通っているのか、農地に水道が引かれているか  
、どちらの話でしょうか。

【3番委員】 あそこは多分、手前まで水道管が入っているんですよ。

【事務局長】 農地には水道はございません。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ござ  
いませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承いたします。

次に、議案書21ページ、(3)生産緑地の斡旋についてを案件といたし  
ます。

生産緑地番号168について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、生産緑地の斡旋についてでございます。生産緑地の買取  
り申出に対して、市長は、買い取らない場合、当該生産緑地において農林漁  
業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努  
めなければならないとされておりまして、農業委員会へ斡旋の協力依頼が来  
ております。

それでは、生産緑地番号168についてでございます。所在地は、大谷南  
■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、面積、■■■平米、  
議案書のとおりでございます。案内図及び現地の写真につきましては、資料  
6-1を御覧ください。

令和6年2月15日付で、市に対して、現在の土地所有者より、この生産  
緑地の買取り申出がされましたが、市では買い取らないことが決定されまし  
た。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところで

ございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望されている方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、令和6年5月1日の水曜日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を翌5月2日の木曜日に、海老名市都市計画課へ事務局から報告させていただくこととなります。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、斡旋の内容について、質疑のある方。

【19番委員】 この斡旋用地なんですけれども、地図から見ると公道に面していない、要は公道がないんじゃないのかと思うんですけれども、こういう問題というのはどうなんでしょうかね。

【主幹兼管理係長】 その件につきまして、都市計画課のほうに確認しております。要は、この土地は屋敷の中にある土地でございます、公道に面していないと。そういうものでも斡旋について農業委員会で諮らなければいけないのかということも都市計画課のほうに確認しております。都市計画課のほうでは、生産緑地法に基づいて行ってほしいということと言われております。今、19番委員言われるように、こちらの土地、公道には面しておりません。ただ、もしこちらの土地をどなたか第三者の方が購入された場合、圍繞地という扱いになりますので、当然、この土地に入るためには、案内図で言うと、尾山勇、尾山茂という家があるんですけれども、こちらの敷地の中を通行権等を設定して通るような形になります。それは一応民法でも規定はされております。あと、都市計画課のほうでは、第三者というか、確かに公道には面していないんですけれども、例えばこの土地に隣接している方も斡旋の対象になりますので、この場で言うと、私の土地になるんですけれども、家になるんですけれども、一応斡旋してほしいというようなことでございます。

以上です。

【議長】 よろしいでしょうか。

【19番委員】 分かりました。ありがとうございます。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、斡旋がある期限までに報告していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、そのようにお願いいたします。

次に、議案書 22 ページ、(4) 農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

22 ページの農地法第 4 条の 3 件、23 ページの 5 条の 2 件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主任主事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨が規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第 4 条第 1 項第 7 号と農地法第 5 条第 1 項第 6 号でございます。

議案書 22 ページ、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの間に届出がされたものです。受付番号 3 から 5 の 3 件で、田、1, 522 平米、畑、183 平米、合計 1, 705 平米で、こちらは 3 件の合計面積でございます。

続きまして、議案書の 23 ページ、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの間に届出がされたものです。受付番 2 と 3 の 2 件で、田が 0 平米、畑、193 平米、こちらは 2 件の合計面積でございます。これらの案件につきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承いたします。  
次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。  
暫時休憩とします。

(休憩)

【議長】 再開いたします。  
ほかに皆様、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局からは何かございますでしょうか。。

【事務局長】 特にございません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。  
2番委員から閉会のご挨拶をよろしくお願いいたします。

【2番委員】 本日も大変慎重審議を賜りましてありがとうございました。  
以上をもちまして、令和6年第3回定例総会を閉会とさせていただきます。  
。ありがとうございました。

— 了 —